

改元についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年5月1日（水）の新天皇即位に伴い、「平成」から「令和」へ元号が変更されます。つきましては、新元号への変更に伴う帳票・書類等について下記の通りお取扱いいたします。

○「平成」表記の帳票・書式類はそのまま使用できます。

改元後も引き続き使用できますが、以下の要領でご記入ください。

【例】平成31年5月7日の場合

- ①そのまま使用される場合・・・平成31年5月7日
- ②新元号に訂正される場合・・・平成に二重線を引き新元号（令和）をご記入ください
令和 令和
~~平成~~ 1年5月7日 または ~~平成~~ 元年5月7日

*元号の訂正には、訂正印は必要ありませんが、書類によっては訂正印による訂正をお願いする場合がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○「平成」表記の手形・小切手について

改元後も「平成」表記の手形・小切手用紙はそのまま使用できます。

元号表記の訂正は不要です。

「平成31年5月〇〇日」は「令和1年5月〇〇日」と読替してお取り扱いいたします。

*新元号に訂正される場合は以下の通り

【例】平成31年5月7日の場合

- ①そのまま使用される場合・・・平成31年5月7日
- ②新元号に訂正される場合・・・平成に二重線を引き新元号（令和）をご記入ください
令和 令和
~~平成~~ 1年5月7日 または ~~平成~~ 元年5月7日

*元号の訂正には、訂正印は必要ありません。

○新元号表記の手形、小切手帳の発行について

新元号表記の手形、小切手帳の発行には、一定のお時間をいただきます。

発行時期は改元後となりますが、当面の間は「平成」表記の手形、小切手帳を発行させていただく可能性もあります。何卒ご理解のほど宜しくお願いいたします。

※ 詳細につきましては営業店窓口までお問い合わせください。